

自 令和 8 年 3 月 3 日

日間

至 令和 8 年 月 日

No. 1

令和 8 年

第 1 回

四国中央市議会定例会議案書

四 国 中 央 市

令和 8 年 第 1 回 四国中央市議会定例会議案目録

議案番号	件名	頁
承認第 1 号	令和 7 年度四国中央市一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分の承認を求めることについて	6
承認第 2 号	令和 7 年度四国中央市一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分の承認を求めることについて	11
議案第 1 号	四国中央市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	15
議案第 2 号	四国中央市特別職の非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について	25
議案第 3 号	四国中央市職員の給与に関する条例及び四国中央市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	26
議案第 4 号	四国中央市ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例について	31
議案第 5 号	四国中央市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について	32
議案第 6 号	四国中央市体育施設条例の一部を改正する条例について	33
議案第 7 号	四国中央市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	34
議案第 8 号	四国中央市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	36
議案第 9 号	四国中央市障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる愛ある社会を目指す条例の一部を改正する条例について	38
議案第 10 号	四国中央市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	39
議案第 11 号	四国中央市介護保険条例の一部を改正する条例について	46

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 12 号	四国中央市下水道条例の一部を改正する条例について	47
議 案 第 13 号	四国中央市火災予防条例の一部を改正する条例について	48
議 案 第 14 号	四国中央市へき地保育所条例を廃止する条例について	50
議 案 第 15 号	令和7年度四国中央市一般会計補正予算（第10号）	51
議 案 第 16 号	令和7年度四国中央市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）	60
議 案 第 17 号	令和7年度四国中央市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	62
議 案 第 18 号	令和7年度四国中央市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）	66
議 案 第 19 号	令和7年度四国中央市港湾上屋事業特別会計補正予算（第2号）	68
議 案 第 20 号	令和7年度四国中央市城山下臨海土地造成事業特別会計補正予算（第1号）	70
議 案 第 21 号	令和7年度四国中央市公共下水道事業会計補正予算（第4号）	72
議 案 第 22 号	令和8年度四国中央市一般会計予算	74
議 案 第 23 号	令和8年度四国中央市国民健康保険事業特別会計予算	85
議 案 第 24 号	令和8年度四国中央市国民健康保険診療所事業特別会計予算	90
議 案 第 25 号	令和8年度四国中央市介護保険事業特別会計予算	93

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 26 号	令和8年度四国中央市公共用地先行取得事業特別会計予算	98
議 案 第 27 号	令和8年度四国中央市福祉バス事業特別会計予算	102
議 案 第 28 号	令和8年度四国中央市港湾上屋事業特別会計予算	106
議 案 第 29 号	令和8年度四国中央市西部臨海土地造成事業特別会計予算	109
議 案 第 30 号	令和8年度四国中央市寒川東部臨海土地造成事業特別会計予算	112
議 案 第 31 号	令和8年度四国中央市駐車場事業特別会計予算	115
議 案 第 32 号	令和8年度四国中央市介護予防支援事業特別会計予算	118
議 案 第 33 号	令和8年度四国中央市後期高齢者医療保険事業特別会計予算	121
議 案 第 34 号	令和8年度四国中央市城山下臨海土地造成事業特別会計予算	124
議 案 第 35 号	令和8年度四国中央市水道事業会計予算	128
議 案 第 36 号	令和8年度四国中央市工業用水道事業会計予算	131
議 案 第 37 号	令和8年度四国中央市公共下水道事業会計予算	133
議 案 第 38 号	令和8年度四国中央市財産区管理会特別会計予算	135
議 案 第 39 号	四国中央市指定金融機関の指定について	138

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 40 号	野田財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	139
議 案 第 41 号	四国中央市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	140
諮 問 第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	142

承認第 1 号

令和 7 年度四国中央市一般会計補正予算（第 8 号）
の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

専決第 1 号

令和 7 年度四国中央市一般会計補正予算（第 8 号）
の専決処分書

令和 7 年度四国中央市の一般会計補正予算（第 8 号）を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 722,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 47,601,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 8 年 1 月 16 日

四国中央市長 大西 賢治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 6,344,216	千円 715,000	千円 7,059,216
	2 国庫補助金	1,435,223	715,000	2,150,223
20 繰越金		1,722,467	7,000	1,729,467
	1 繰越金	1,722,467	7,000	1,729,467
歳 入 合 計		46,879,000	722,000	47,601,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		千円 3,441,330	千円 410,000	千円 3,851,330
	1 保健衛生費	1,991,080	410,000	2,401,080
7 商工費		1,040,316	312,000	1,352,316
	1 商工費	1,040,316	312,000	1,352,316
歳 出 合 計		46,879,000	722,000	47,601,000

第2表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	水道料金負担軽減事業	410,000
7 商工費	1 商工費	生活応援商品券事業	312,000

承認第2号

令和7年度四国中央市一般会計補正予算（第9号）
の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年3月3日提出

四国中央市長 大西 賢治

専決第5号

令和7年度四国中央市一般会計補正予算（第9号）
の専決処分書

令和7年度四国中央市の一般会計補正予算（第9号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,648,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月23日

四国中央市長 大西 賢治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		千円 3,291,614	千円 45,713	千円 3,337,327
	3 委託金	406,119	45,713	451,832
20 繰越金		1,729,467	1,287	1,730,754
	1 繰越金	1,729,467	1,287	1,730,754
歳 入 合 計		47,601,000	47,000	47,648,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 6,236,711	千円 47,000	千円 6,283,711
	4 選挙費	121,789	47,000	168,789
歳出合計		47,601,000	47,000	47,648,000

議案第 1 号

四国中央市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

四国中央市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

提 案 理 由

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 54 条の 3 において準用する同法第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、本条例を制定するものである。

四国中央市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雑則（第33条・第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。））を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14の支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重し、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するよう努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確

認において定めるものに限る。次項において同じ。)を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から乳児等支援支給認定証（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証をいう。）の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から特定乳児等通園支援の利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用の状況、教育・保育等（法第56条第1項の教育・保育等をいう。）の利用の状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。）及び特定地域型保育（法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。）との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する費用の額の受領)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を経営者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じ、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為により乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく意見を付してその旨を当該乳児等支援給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第 19 条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第 22 条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに特定乳児等通園支援の提供を行わない日
- (5) 第 12 条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第 3 条第 1 項の規定により定める 1 時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の特定乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項（勤務体制の確保等）

第 20 条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに当該特定乳児等通園支援事業所の職員により特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のためにその研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第 21 条 特定乳児等通園支援事業者は、第 3 条第 1 項の規定により定める 1 時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第 22 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、第 12 条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第 23 条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第 12 条の規定による費用の額の支払の状況によって、差別的取扱いをし

てはならない。

(虐待等の禁止)

第 24 条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第 25 条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対し、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第 26 条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者がその希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第 27 条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第 59 条第 1 号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設の設置者、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設の設置者、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第 28 条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第 30 条の 13 において準用する法第 14 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第 29 条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 30 条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第 31 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第 32 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援

の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (2) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (3) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力するこ

とにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に掲げる方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 2 号

四国中央市特別職の非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

四国中央市特別職の非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

四国中央市特別職の非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

四国中央市特別職の非常勤職員の報酬等に関する条例(平成16年四国中央市条例第35号)の一部を次のように改正する。

別表障害者介護給付認定審査会委員の項の次に次のように加える。

いじめ防止対策委員会委員	〃	30,000
いじめ問題再調査委員会委員	〃	30,000

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

四国中央市いじめ防止対策委員会及び四国中央市いじめ問題再調査委員会の委員の報酬の額を定めるため、本条例の一部を改正するものである。

議案第 3 号

四国中央市職員の給与に関する条例及び四国中央市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

四国中央市職員の給与に関する条例及び四国中央市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

四国中央市職員の給与に関する条例及び四国中央市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(四国中央市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 四国中央市職員の給与に関する条例（平成 16 年四国中央市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項第 2 号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「6 万 6, 400 円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからスまでを削る。

(四国中央市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 四国中央市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年四国中央市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項中「100 分の 125」を「100 分の 126. 25」に改める。

第 15 条第 2 項中「100 分の 105」を「100 分の 106. 25」に改める。

第 24 条中「100 分の 125」を「100 分の 126. 25」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条、第 4 条関係）

給料表

(単位:円)

職務 の級 号給	行政職（一）		行政職（二）	
	1 級	2 級	1 級	2 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	195, 800	242, 000	198, 200	240, 400
2	196, 900	243, 300	199, 900	241, 200

3	198,100	244,700	201,600	242,000
4	199,200	246,100	203,300	242,700
5	200,300	247,500	205,000	243,400
6	202,000	248,900	206,700	244,100
7	203,600	250,300	208,300	244,900
8	205,200	251,700	209,900	245,600
9	206,700	253,100	211,500	246,400
10	208,400	254,300	213,000	247,100
11	210,000	255,600	214,500	247,800
12	211,600	256,900	215,900	248,400
13	213,100	258,100	217,300	249,100
14	214,800	259,300	218,800	249,500
15	216,500	260,500	220,300	250,000
16	218,200	261,700	221,800	250,400
17	219,400	262,800	223,200	250,900
18	221,000	263,900	224,600	251,300
19	222,600	265,000	226,000	251,800
20	224,100	266,100	227,400	252,200
21	225,600	267,000	228,800	252,500
22	227,200	268,000	229,800	252,800
23	228,800	269,000	230,900	253,100
24	230,400	270,000	232,000	253,400
25	232,000	271,000	233,000	253,900
26	233,700	271,900	233,800	254,400
27	235,000	272,700	234,700	254,800
28	236,300	273,600	235,500	255,300
29	237,600	274,400	236,400	255,800
30	238,700	275,200	237,200	256,300
31	239,800	276,000	238,000	256,700
32	240,900	276,700	238,800	257,100
33	242,000	277,400	239,600	257,400
34	242,900	278,200	240,100	257,900
35	243,800	279,000	240,600	258,400
36	244,800	279,600	241,100	258,800
37	245,800	280,300	241,700	259,200
38	246,700	281,100	242,200	259,700
39	247,600	281,800	242,700	260,100
40	248,400	282,500	243,200	260,500
41	249,200	283,200	243,700	260,900

42	249,900	283,900	244,000	261,300
43	250,500	284,600	244,300	261,800
44	251,100	285,300	244,700	262,100
45	251,800	286,000	245,100	262,400
46	252,400	286,600	245,500	262,800
47	253,000	287,300	245,900	263,200
48	253,600	287,900	246,300	263,500
49	254,100	288,600	246,600	263,900
50	254,700	289,200	246,900	264,300
51	255,300	289,900	247,200	264,600
52	255,800	290,600	247,500	264,900
53	256,200	291,100	247,700	265,300
54	256,600	291,700	248,000	265,600
55	256,900	292,300	248,300	265,900
56	257,200	293,000	248,600	266,300
57	257,500	293,600	248,800	266,600
58	257,800	294,200	249,100	266,900
59	258,100	294,800	249,400	267,200
60	258,400	295,500	249,600	267,500
61	258,700	296,100	249,800	267,800
62	259,000	296,700	250,100	268,100
63	259,300	297,200	250,400	268,400
64	259,600	297,700	250,600	268,700
65	259,900	298,200	250,800	268,900
66	260,200	298,800	251,100	269,200
67	260,500	299,300	251,400	269,500
68	260,800	299,900	251,600	269,700
69	261,100	300,300	251,800	269,900
70	261,400	300,800	252,100	270,200
71	261,700	301,300	252,400	270,500
72	262,000	301,900	252,600	270,700
73	262,300	302,400	252,800	270,900
74	262,600	302,800	253,100	271,200
75	262,900	303,100	253,400	271,500
76	263,200	303,400	253,600	271,700
77	263,500	303,600	253,800	271,900
78	263,800	303,900	254,100	272,200
79	264,100	304,100	254,400	272,500

80	264,400	304,400	254,600	272,700
81	264,700	304,600	254,800	272,900
82	265,000	304,800	255,100	273,200
83	265,300	305,100	255,300	273,500
84	265,600	305,300	255,600	273,700
85	265,900	305,600	255,800	273,900
86	266,200	305,800	256,000	274,100
87	266,500	306,100	256,300	274,400
88	266,800	306,400	256,600	274,700
89	267,100	306,700	256,800	274,900
90	267,400	307,000	257,100	275,100
91	267,700	307,300	257,400	275,400
92	268,000	307,600	257,600	275,600
93	268,300	307,800	257,800	275,900
94		308,000	258,100	276,200
95		308,300	258,400	276,500
96		308,700	258,600	276,700
97		308,900	258,800	276,900
98		309,200	259,100	277,200
99		309,500	259,400	277,400
100		309,900	259,600	277,700
101		310,100	259,800	277,900
102		310,400	260,100	278,100
103		310,700	260,400	278,400
104		311,000	260,600	278,700
105		311,200	260,800	278,900
106		311,500		279,100
107		311,800		279,400
108		312,100		279,600
109		312,300		279,900
110		312,600		280,200
111		313,000		280,500
112		313,300		280,700
113		313,500		280,900
114		313,700		281,200
115		314,000		281,400
116		314,400		281,600
117		314,600		281,900
118		314,800		282,200

119		315,100		282,500
120		315,400		282,700
121		315,700		282,900
122		315,900		283,100
123		316,200		283,400
124		316,500		283,700
125		316,800		283,900
126				284,100
127				284,400
128				284,700
129				284,900
130				285,100
131				285,400
132				285,700
133				285,900
134				286,100
135				286,400
136				286,700
137				286,900

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

現下の社会情勢に鑑み、人事院勧告に準じて職員等の給与を改定するため、関係条例の一部を改正するものである。

議案第4号

四国中央市ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例について

四国中央市ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月3日提出

四国中央市長 大西 賢治

四国中央市ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例

四国中央市ふるさと寄附金条例（平成20年四国中央市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、ふるさと寄附金を直接事業の財源に充てることができる。

第5条中「第3条に規定する基金」を「ふるさと寄附金」に、「、運用」を「及び運用」に改める。

第7条中「第3条に規定する基金」を「ふるさと寄附金」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定（「、運用」を「及び運用」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

ふるさと寄附金の更なる推進及び活用を図るため、本条例の一部を改正するものである。

議案第 5 号

四国中央市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について

四国中央市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

四国中央市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

四国中央市立幼稚園設置条例（平成 16 年四国中央市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

別表四国中央市立三島南幼稚園の項、四国中央市立土居東幼稚園の項及び四国中央市立土居西幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

四国中央市立三島南幼稚園、四国中央市立土居東幼稚園及び四国中央市立土居西幼稚園を廃止することに伴い、本条例の一部を改正するものである。

議案第 6 号

四国中央市体育施設条例の一部を改正する条例について

四国中央市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

四国中央市体育施設条例の一部を改正する条例

四国中央市体育施設条例（平成 16 年四国中央市条例第 80 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 使用時間の表川之江埋立グラウンドの項中「午後 5 時まで」を「午後 9 時 30 分まで。ただし、9 月から翌年 3 月までの間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。」に改める。

別表第 3 の 6 浜公園多目的広場・伊予三島運動公園多目的グラウンド使用（利用）料その 3 その他グラウンド等照明施設使用（利用）料の表金田テニスコートの項の次に次のように加える。

施設名	使用（利用）料	4 月から 8 月まで	9 月から翌年 3 月まで
川之江埋立グラウンド	1 時間当たり 500 円	午後 6 時 30 分から 午後 9 時 30 分まで	午後 5 時から午後 9 時まで

別表第 3 の 6 浜公園多目的広場・伊予三島運動公園多目的グラウンド使用（利用）料その 3 その他グラウンド等照明施設使用（利用）料の表に備考として次のように加える。

備考 使用（利用）時間に 1 時間未満の端数が生じた場合は、これを 1 時間とみなす。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第 2 及び別表第 3 の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

川之江埋立グラウンドに照明施設を設置することに伴い、当該施設の使用料を定めるため、本条例の一部を改正するものである。

議案第 7 号

四国中央市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

四国中央市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

四国中央市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

四国中央市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 16 年四国中央市条例第 87 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 補則（第 16 条）」を「第 5 章 四国中央市災害弔慰金等支給審査委員会
第 6 章 補則（第 24 条）」

（第 16 条—第 23 条）
に改める。
」

第 16 条を第 24 条とする。

第 5 章を第 6 章とし、第 4 章の次に次の 1 章を加える。

第 5 章 四国中央市災害弔慰金等支給審査委員会
（委員会の設置）

第 16 条 法第 18 条の規定に基づき、四国中央市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の組織）

第 17 条 委員会の委員（以下「委員」という。）の定数は、5 人以内とする。

2 委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第 18 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第 19 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。

(関係者の出席等)

第21条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第22条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第23条 委員会の庶務は、災害弔慰金等担当課において処理する。

附則に次の1項を加える。

(招集の特例)

3 第20条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項について調査審議する四国中央市災害弔慰金等支給審査委員会を設置するため、本条例の一部を改正するものである。

議案第 8 号

四国中央市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

四国中央市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

四国中央市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

四国中央市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年四国中央市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 条」を「第 5 条」に、「第 5 条」を「第 6 条」に、「第 24 条」を「第 25 条」に、「第 25 条・第 26 条」を「第 26 条・第 27 条」に、「第 27 条・第 28 条」を「第 28 条・第 29 条」に改める。

第 2 章の章名及び同章第 1 節の節名を削る。

第 5 条の次に次の章名及び節名を付する。

第 2 章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

第 1 節 通則

第 9 条の見出しを「(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 10 条の見出し及び同条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 13 条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 16 条第 6 号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第 7 号中「並びに」を「その他の」に改める。

第 18 条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 20 条第 3 項中「係る利用定員」の次に「(子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の確認において定める利用定員をいう。)」を加える。

第 28 条を第 29 条とする。

第 27 条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改め、同条を第 28 条とする。

第 26 条中「第 23 条及び第 24 条」を「第 24 条及び第 25 条」に改め、同条を第 27 条とし、第 23 条から第 25 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 22 条の次に次の 1 条を加える。

(設備及び職員の基準の特例)

第 23 条 子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育を行う事業者が当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前 2 条の規定は適用しない。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）の改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

議案第 9 号

四国中央市障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる愛ある社会を目指す条例の一部を改正する条例について

四国中央市障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる愛ある社会を目指す条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

四国中央市障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる愛ある社会を目指す条例の一部を改正する条例

四国中央市障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる愛ある社会を目指す条例（令和 3 年四国中央市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 手話を使用する者にとって手話は言語であるとの認識に基づき、手話の普及及び啓発並びに手話を使用しやすい環境の整備に取り組むこと。

第 9 条中第 5 号を第 8 号とし、第 4 号を第 7 号とし、第 3 号の次に次の 3 号を加える。

(4) 意思疎通を支援する者の養成

(5) 手話の習得及び使用並びに手話による情報の取得に関する環境の整備

(6) 手話文化の保存、継承及び発展

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

手話に関する施策の推進に関する法律（令和 7 年法律第 78 号）の理念にのっとり、手話に関する施策を総合的に策定し、及び実施するため、本条例の一部を改正するものである。

議案第 10 号

四国中央市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

四国中央市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

四国中央市国民健康保険条例の一部を改正する条例

四国中央市国民健康保険条例（平成 16 年四国中央市条例第 124 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の 2 を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第 11 条の 2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 4 号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第 11 条の 3 第 1 号イ中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ中「及び病床転換支援金等」を「、病床転換支援金等」に、「並びに介護納付金」を「、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第 2 号イ中「及び介護納付金」を「、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金」に改める。

第 15 条の 6 中「66 万円」を「67 万円」に改める。

第 15 条の 6 の 2 第 1 号及び第 15 条の 7 第 1 号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第 15 条の 11 の次に次の 5 条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第 15 条の 12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第 21 条及び第 21 条の 3 から第 21 条の 5 までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第 26 条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第 21 条の 5 の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第 7 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第 72 条の 3 第 1 項、第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) 当該年度における第 26 条第 1 項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第 15 条の 13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する 18 歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 5 項第 3 号に規定する 18 歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した 18 歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第 15 条の 14 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第 15 条の 15 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第 15 条の 12 第 1 号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第 3 号の額の見込額の合算額から同条第 1 号イに係る同

条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の50に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第15条の12第1号イに掲げる額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

（子ども・子育て支援納付金賦課限度額）

第15条の16 第15条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第18条第1項中「若しくは第15条の6の3」を「、第15条の6の3若しくは第15条の13」に、「、第21条の3第1項（同条第3項）」を「若しくは同条第5項各号に定める額、第21条の3第1項（同条第3項又は第4項）」に、「第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第21条の3第4項第1号（同条第6項）」を「額、同条第5項（同条第7項又は第8項）」に、「又は第4項」を「から第5項まで」に、「若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項）」を「、同条第6項各号（同条第8項から第10項まで）」に改め、「定める額」の次に「若しくは第21条の5第1項に定める額」を加え、同条第2項中「若しくは第15条の6の3の額若しくは第15条の8」を「、第15条の6の3、第15条の8若しくは第15条の13」に改め、「第21条第1項各号に定める額」の次に「若しくは同条第5項各号に定める額」を加え、「第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第21条の3第4項第1号に定める額」を「額、同条第5項に定める額」に、「若しくは同条第5項各号に定める額」を「、同条第6項各号に定める額若しくは第21条の5第1項に定める額」に改める。

第21条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「山林所得金額の」を「山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の」に改め、「第3号」の次に「並びに第5項」を加え、同項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第2項中「(前項に規定する第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額)」及び「(第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額)」を削り、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第15条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合にあっては、3万円)とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に31万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にあっては、その発生した日)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に57万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にあっては、その発生した日）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第15条の15第2項及び第3項の規定は、前項各号アからウまでに規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

第21条の2中「及び前条第1項」を「、第15条の6の4、第15条の9及び第15条の14並びに前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び第5項」に改める。

第21条の3第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、「後期高齢者支援金等賦課額」との次に「、「第21条第1項各号」とあるのは「第21条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第15条の15」と、第2項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の15第3項」と読み替えるものとする。

第21条の3に次の1項を加える。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課

額」と、「第21条第1項各号」とあるのは「第21条第5項各号」と、「第15条」とあるのは「第15条の15」と、第6項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の15第3項」と読み替えるものとする。

第21条の4第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「第5項」を「第6項」に、「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条第8項中「第5項」を「第6項」に、「第6項」を「第7項」に、「66万円」を「67万円」に改め、「17万円」との次に「、「第21条第1項各号」とあるのは「第21条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に、「66万円」を「67万円」に改め、「26万円」との次に「、「第21条第1項各号」とあるのは「第21条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「66万円」を「67万円」に改め、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。
この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第12条」とあるのは「第15条の13」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の15」と読み替えるものとする。

第21条の4に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。
この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第12条」とあるのは「第15条の13」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第21条第1項各号」とあるのは「第21条第5項各号」と、第7項中「第15条」とあるのは「第15条の15」と読み替えるものとする。

第21条の4の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)
第21条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第15条の15の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第21条第5項、第21条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項の規定により当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第15条の15第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の四国中央市国民健康保険条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 7 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

議案第 11 号

四国中央市介護保険条例の一部を改正する条例について

四国中央市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

四国中央市介護保険条例の一部を改正する条例

四国中央市介護保険条例（平成 16 年四国中央市条例第 127 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 3 項を加える。

（令和 8 年度における前年度非課税者に係る保険料の減免）

- 10 第 1 号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和 7 年度及び令和 8 年度の各年度分の住民税が課されていない者で令附則第 25 条の規定により令和 8 年度分の住民税が課されているものとみなされることとなるもの（以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされることにより当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料に係る保険料段階（第 6 条第 1 項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第 25 条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「令附則第 25 条非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料を減免する。
- 11 前項の規定による減免後の令和 8 年度分の保険料の額は、令附則第 25 条非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。
- 12 附則第 10 項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

令和 7 年度の税制改正による影響を受ける第 1 号被保険者に係る保険料の減免措置を行うため、本条例の一部を改正するものである。

議案第 12 号

四国中央市下水道条例の一部を改正する条例について

四国中央市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

四国中央市下水道条例の一部を改正する条例

四国中央市下水道条例（平成 16 年四国中央市条例第 169 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条の表一般汚水の部基本料金の項中「1,069 円」を「1,144 円」に改め、同部超過料金（1 立方メートルにつき）の項中「147 円」を「160 円」に、「168 円」を「183 円」に、「178 円」を「193 円」に、「220 円」を「235 円」に、「231 円」を「246 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 15 条の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前から継続している下水道の使用で、施行日から令和 8 年 10 月 31 日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

下水道使用料の額を改定するため、本条例の一部を改正するものである。

議案第 13 号

四国中央市火災予防条例の一部を改正する条例について

四国中央市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

四国中央市火災予防条例の一部を改正する条例

四国中央市火災予防条例（平成 16 年四国中央市条例第 186 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第 1 項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第 2 号及び同条第 2 項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第 7 条の 3 とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（簡易サウナ設備）

第 7 条の 2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形で、木製のものをいう。）に設ける放熱設備のうち、定格出力 6 キロワット以下のもので、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第 3 条（第 1 項第 1 号、第 10 号から第 14 号まで及び第 17 号から第 18 号の 3 まで、第 2 項第 6 号、第 3 項並びに第 4 項を除く。）及び第 5 条第 1 項の規定を準用する。

第 29 条の 7 第 1 項第 1 号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6の2) 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。ただし、第29条の7第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

議案第 14 号

四国中央市へき地保育所条例を廃止する条例について

四国中央市へき地保育所条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

四国中央市へき地保育所条例を廃止する条例

四国中央市へき地保育所条例（平成 16 年四国中央市条例第 90 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

石川保育園を廃止することに伴い、本条例を廃止するものである。

議案第 15 号

令和 7 年度四国中央市一般会計補正予算（第 10 号）

令和 7 年度四国中央市の一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 115,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 47,533,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 地方譲与税		409,000	9,000	418,000
	3 森林環境譲与税	114,000	9,000	123,000
11 地方交付税		6,519,058	591,510	7,110,568
	1 地方交付税	6,519,058	591,510	7,110,568
13 分担金及び負担金		199,937	△3,333	196,604
	1 負担金	199,937	△3,333	196,604
14 使用料及び手数料		524,571	△5,000	519,571
	1 使用料	394,258	△5,000	389,258
15 国庫支出金		7,059,216	△102,311	6,956,905
	1 国庫負担金	4,891,708	△58,000	4,833,708
	2 国庫補助金	2,150,223	△44,311	2,105,912
16 県支出金		3,337,327	△81,758	3,255,569
	1 県負担金	1,893,146	△3,000	1,890,146
	2 県補助金	992,349	△60,047	932,302
	3 委託金	451,832	△18,711	433,121
17 財産収入		74,380	9,652	84,032
	1 財産運用収入	61,230	9,652	70,882
18 寄附金		2,250,312	208	2,250,520

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 寄附金	2,250,312	208	2,250,520
19 繰入金		4,025,832	△1,450,000	2,575,832
	2 基金繰入金	3,744,928	△1,450,000	2,294,928
20 繰越金		1,730,754	991,110	2,721,864
	1 繰越金	1,730,754	991,110	2,721,864
21 諸収入		951,063	18,822	969,885
	2 市預金利子	7,500	6,500	14,000
	5 雑入	586,783	12,322	599,105
22 市債		1,952,000	△92,900	1,859,100
	1 市債	1,952,000	△92,900	1,859,100
歳入合計		47,648,000	△115,000	47,533,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		6,283,711	402,162	6,685,873
	1 総務管理費	5,097,141	465,341	5,562,482
	2 徴税費	742,769	△44,957	697,812
	3 戸籍住民基本台帳費	190,184	8,570	198,754
	4 選挙費	168,789	△16,089	152,700
	5 統計調査費	58,857	△10,703	48,154
3 民生費		18,739,250	△149,762	18,589,488
	2 老人福祉費	4,159,069	△54,851	4,104,218
	3 児童福祉費	7,779,349	△94,911	7,684,438
4 衛生費		3,851,330	153,098	4,004,428
	1 保健衛生費	2,401,080	214,522	2,615,602
	2 清掃費	1,450,250	△61,424	1,388,826
6 農林水産業費		1,153,709	△37,846	1,115,863
	1 農業費	690,611	△24,013	666,598
	2 林業費	347,118	6,167	353,285
	3 水産業費	115,980	△20,000	95,980
7 商工費		1,352,316	△3,644	1,348,672
	1 商工費	1,352,316	△3,644	1,348,672

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		千円 3,737,173	千円 △154,069	千円 3,583,104
	1 土木管理費	223,540	△3,132	220,408
	2 道路橋りょう費	1,336,993	△61,256	1,275,737
	3 河川費	116,797	△8,000	108,797
	4 港湾費	516,719	△40,668	476,051
	5 都市計画費	1,319,609	△41,013	1,278,596
9 消防費		1,741,636	△15,223	1,726,413
	1 消防費	1,741,636	△15,223	1,726,413
10 教育費		5,716,546	△300,461	5,416,085
	1 教育総務費	734,346	△85,666	648,680
	2 小学校費	1,178,974	△86,744	1,092,230
	3 中学校費	608,628	△50,278	558,350
	5 社会教育費	1,151,125	△12,401	1,138,724
	6 保健体育費	1,842,093	△65,372	1,776,721
14 予備費		75,945	△9,255	66,690
	1 予備費	75,945	△9,255	66,690
歳出合計		47,648,000	△115,000	47,533,000

第2表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
			千円
2 総務費	1 総務管理費	ボランティア支援事業	136
		地方創生推進事業	5,808
		シティプロモーション 推進事業	52,210
		S D G s 推進事業	4,400
		総合行政システム 標準化対応業務	222
		情報システム構築事業	66,453
		3 戸籍住民 基本台帳費	戸籍附票・住民基本台帳 システム改修事業
4 衛生費	2 清掃費	エコトピアひうち 施設整備事業	40,260
6 農林水産業費	1 農業費	鳥獣被害防止施設 整備事業	3,935
		市単土地改良事業	39,980
	3 水産業費	漁港海岸整備事業	1,580
7 商工費	1 商工費	地域産業人材定着事業	4,393
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持整備事業	22,090

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路メンテナンス事業	57,497
	5 都市計画費	塩谷・小山線 街路改築事業	55,113
		生活排水路整備事業	2,511
		排水路整備事業	1,940
		公園施設長寿命化 対策事業	5,232
9 消防費	1 消防費	常備消防施設整備事業	56,182
10 教育費	3 中学校費	中学校施設整備事業	55,402
	5 社会教育費	図書館整備事業	14,900
	6 保健体育費	体育施設整備事業	6,535
11 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	過年度道路橋りょう 単独災害復旧事業	14,998

(変更)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
8 土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備 総合交付金事業	50,000	93,900
		市単道路改良事業	15,000	156,578

第3表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
老人福祉施設整備事業	千円 72,000	借入方法 普通貸借又は債券発行の方法による。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1. 償還期限 借入年度の翌年度から30年以内 (うち据置5年以内) 2. その他 借入先の融通条件による。ただし、必要に応じて繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借換することができる。	千円 32,000	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
クリーンセンター施設整備事業	89,800	同上	同上	同上	66,400	同上	同上	同上
し尿処理施設整備事業	32,600	同上	同上	同上	27,900	同上	同上	同上
漁港海岸整備事業	15,700	同上	同上	同上	9,400	同上	同上	同上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
浸水対策事業	千円 50,000	借入方法 普通貸借又は債券 発行の方法による。	年5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借入れる資金 について、利率 の見直しを行 った後におい ては、当該見直 し後の利率)	1. 償還期限 借入年度の翌年度から 30年以内 (うち据置5年以内) 2. その他 借入先の融通条件によ る。ただし、必要に応 じ繰上償還、償還年限 の短縮又は低利債に借 換することができる。	千円 42,000	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
非常備消防施設 整備事業	25,400	同 上	同 上	同 上	24,400	同 上	同 上	同 上
中学校施設整備事業	118,800	同 上	同 上	同 上	109,300	同 上	同 上	同 上

議案第 16 号

令和 7 年度四国中央市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度四国中央市の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第 1 条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表 歳入予算補正」による。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

第1表 歳入予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 診療収入		22,599	△5,739	16,860
	1 外来収入	20,633	△5,217	15,416
	2 その他診療収入	1,966	△522	1,444
2 使用料及び手数料		304	△179	125
	2 手数料	272	△179	93
4 繰入金		56,405	5,706	62,111
	1 他会計繰入金	44,868	6,020	50,888
	2 事業勘定繰入金	11,537	△314	11,223
5 繰越金		1	283	284
	1 繰越金	1	283	284
6 諸収入		485	△161	324
	1 雑入	485	△161	324
8 県支出金		60	90	150
	1 県補助金	60	90	150
歳 入 合 計		80,000	0	80,000

議案第 17 号

令和 7 年度四国中央市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度四国中央市の介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,596,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 財産収入		千円 2,224	千円 851	千円 3,075
	1 財産運用収入	2,224	851	3,075
7 繰入金		1,998,758	△4,851	1,993,907
	1 他会計繰入金	1,835,729	△4,851	1,830,878
歳 入 合 計		11,600,000	△4,000	11,596,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 259,083	千円 △4,771	千円 254,312
	1 総務管理費	211,761	△4,771	206,990
4 基金積立金		58,557	851	59,408
	1 基金積立金	58,557	851	59,408
7 予備費		1,851	△80	1,771
	1 予備費	1,851	△80	1,771
歳 出 合 計		11,600,000	△4,000	11,596,000

第2表 債務負担行為補正

(変更)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
保 険 料 納 付 書 等 作 成 ・ 封 入 封 緘 業 務	令和8年度から 令和10年度まで	千円 26,894	令和8年度から 令和10年度まで	千円 5,234

議案第 18 号

令和 7 年度四国中央市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度四国中央市の公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 公共用地先行取得事業費	1 公共用地先行取得事業費	川之江三島バイパス用地先行取得事業	千円 115,894

議案第 19 号

令和 7 年度四国中央市港湾上屋事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度四国中央市の港湾上屋事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 繰越明許費の追加は、「第 1 表 繰越明許費補正」による。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

第1表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
1 港湾施設費	1 上屋管理費	港湾便覧作成業務	<div style="text-align: right;">千円</div> <div style="text-align: right;">345</div>

議案第 20 号

令和 7 年度四国中央市城山下臨海土地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度四国中央市の城山下臨海土地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（継続費の補正）

第 1 条 継続費の変更は、「第 1 表 継続費補正」による。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

第1表 継続費補正

(変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 臨海土地 造成事業費	1 臨海土地 造成事業費	城山下臨海 土地造成事業	7,489,571	令和4年度	0	7,624,803	令和4年度	0
				令和5年度	2,065,000		令和5年度	2,065,000
				令和6年度	2,243,000		令和6年度	2,243,000
				令和7年度	929,100		令和7年度	929,100
				令和8年度	686,100		令和8年度	686,100
				令和9年度	826,171		令和9年度	961,403
				令和10年度	652,700		令和10年度	652,700
				令和11年度	87,500		令和11年度	87,500

議案第 21 号

令和 7 年度四国中央市公共下水道事業会計補正予算（第 4 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度四国中央市公共下水道事業会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 7 年度公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第 1 款 下水道事業収益	1,941,996 千円	△44,969 千円	1,897,027 千円
第 1 項 営業収益	1,244,918 千円	△2,780 千円	1,242,138 千円
第 2 項 営業外収益	697,068 千円	△42,189 千円	654,879 千円
	支 出		
第 2 款 下水道事業費用	1,851,025 千円	△12,343 千円	1,838,682 千円
第 1 項 営業費用	1,758,861 千円	△11,783 千円	1,747,078 千円
第 2 項 営業外費用	89,343 千円	△560 千円	88,783 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額 556,999 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 16,415 千円、減債積立金 54,485 千円、過年度分損益勘定留保資金 235,870 千円及び当年度分損益勘定留保資金 250,229 千円」を「不足する額 550,902 千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 19,986 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 17,827 千円、減債積立金 54,485 千円、過年度分損益勘定留保資金 287,264 千円及び当年度分損益勘定留保資金 171,340 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第 3 款 資本的収入	1,015,900 千円	△65,556 千円	950,344 千円
第 1 項 補助金	435,584 千円	△14,426 千円	421,158 千円
第 2 項 企業債	494,600 千円	△54,600 千円	440,000 千円
第 5 項 負担金等	7,787 千円	3,470 千円	11,257 千円
	支 出		
第 4 款 資本的支出	1,572,899 千円	△71,653 千円	1,501,246 千円
第 1 項 建設改良費	918,737 千円	△71,653 千円	847,084 千円

（企業債の補正）

第 4 条 予算第 6 条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	補正前	補正後
下水道事業	千円 469,800	千円 415,200

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第10条中「130,747千円」を「128,247千円」に改める。

令和8年3月3日提出

四国中央市長 大西 賢治

議案第 22 号

令和 8 年度四国中央市一般会計予算

令和 8 年度四国中央市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 44,234,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 3 月 3 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		千円 15,853,957
	1 市 民 税	5,405,632
	2 固定資産税	9,442,300
	3 軽自動車税	363,800
	4 市たばこ税	636,000
	5 入 湯 税	6,225
2 地方譲与税		405,000
	1 地方揮発油譲与税	54,000
	2 自動車重量譲与税	213,000
	3 森林環境譲与税	120,000
	4 特別とん譲与税	18,000
3 利子割交付金		45,000
	1 利子割交付金	45,000
4 配当割交付金		80,000
	1 配当割交付金	80,000
5 株式等譲渡所得割交付金		100,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	100,000
6 法人事業税交付金		270,000

款	項	金 額
		千円
	1 法人事業税交付金	270,000
7 地方消費税交付金		2,089,000
	1 地方消費税交付金	2,089,000
8 ゴルフ場利用税交付金		11,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	11,000
9 環境性能割交付金		700
	1 環境性能割交付金	700
10 地方特例交付金		116,000
	1 地方特例交付金	116,000
11 地方交付税		7,114,000
	1 地方交付税	7,114,000
12 交通安全対策特別交付金		5,400
	1 交通安全対策特別交付金	5,400
13 分担金及び負担金		248,933
	1 負 担 金	248,933
14 使用料及び手数料		500,074
	1 使 用 料	379,020
	2 手 数 料	121,054

款	項	金 額
15 国庫支出金		千円 5,644,041
	1 国庫負担金	4,756,293
	2 国庫補助金	870,643
	3 委 託 金	17,105
16 県支出金		3,187,895
	1 県負担金	1,892,406
	2 県補助金	923,081
	3 委 託 金	372,408
17 財産収入		88,757
	1 財産運用収入	75,607
	2 財産売払収入	13,150
18 寄 附 金		2,345,705
	1 寄 附 金	2,345,705
19 繰 入 金		3,235,518
	1 特別会計繰入金	185,194
	2 基金繰入金	3,049,456
	3 財産区繰入金	868
20 繰 越 金		307,000

款	項	金額
		千円
	1 繰越金	307,000
21 諸収入		701,520
	1 延滞金, 加算金及び過料	18,001
	2 市預金利子	9,000
	3 貸付金元利収入	307,976
	4 受託事業収入	29,966
	5 雑入	336,577
22 市債		1,884,500
	1 市債	1,884,500
歳入合計		44,234,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 252,763
	1 議 会 費	252,763
2 総 務 費		5,633,123
	1 総務管理費	5,012,497
	2 徴 税 費	329,589
	3 戸籍住民基本台帳費	172,420
	4 選 挙 費	85,594
	5 統計調査費	7,168
	6 監査委員費	25,855
3 民 生 費		18,378,964
	1 社会福祉費	5,152,071
	2 老人福祉費	4,386,907
	3 児童福祉費	7,615,210
	4 生活保護費	1,215,828
	5 災害救助費	8,948
4 衛 生 費		3,412,889
	1 保健衛生費	1,946,997
	2 清 掃 費	1,465,892

款	項	金額
5 労働費		千円 45,700
	1 労働諸費	45,700
6 農林水産業費		1,098,809
	1 農業費	585,016
	2 林業費	430,133
	3 水産業費	83,660
7 商工費		1,126,211
	1 商工費	1,126,211
8 土木費		3,029,865
	1 土木管理費	227,710
	2 道路橋りょう費	893,992
	3 河川費	39,429
	4 港湾費	394,418
	5 都市計画費	1,280,540
	6 住宅費	193,776
9 消防費		1,857,681
	1 消防費	1,857,681
10 教育費		4,093,951

款	項	金 額
		千円
	1 教育総務費	479,622
	2 小学校費	812,714
	3 中学校費	305,218
	4 幼稚園費	187,744
	5 社会教育費	976,777
	6 保健体育費	1,331,876
11 災害復旧費		31,050
	1 農林水産施設災害復旧費	15,400
	2 公共土木施設災害復旧費	15,650
12 公 債 費		5,227,994
	1 公 債 費	5,227,994
13 予 備 費		45,000
	1 予 備 費	45,000
歳 出	合 計	44,234,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
4 衛生費	2 清掃費	ごみ処理施設 再編事業	千円 118,889	令和8年度	千円 11,710
				令和9年度	36,179
				令和10年度	21,000
				令和11年度	50,000

第3表 債務負担行為

事項	期間	限度額
電話設備更新事業	令和8年度から 令和14年度まで	千円 171,780
山おこしプラン作成業務	令和8年度から 令和9年度まで	15,501
常備消防車両更新事業	令和8年度から 令和9年度まで	127,221
非常備消防車両更新事業	令和8年度から 令和9年度まで	91,198

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎整備事業	千円 32,000	借入方法 普通貸借又は債券発行の方法による。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1. 償還期限 借入年度の翌年度から30年以内 (うち据置5年以内) 2. その他 借入先の融通条件による。ただし、必要に応じ繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借換することができる。
システム改修事業	11,800	同上	同上	同上
災害援護資金貸付事業	3,500	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
認定こども園整備事業	千円 48,400	借入方法 普通貸借又は債券発行の方法による。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1. 償還期限 借入年度の翌年度から30年以内 (うち据置5年以内) 2. その他 借入先の融通条件による。ただし、必要に応じ繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借換することができる。
ごみ処理施設再編事業	4,000	同上	同上	同上
クリーンセンター整備事業	107,500	同上	同上	同上
し尿処理施設整備事業	17,100	同上	同上	同上
市単土地改良事業	35,000	同上	同上	同上
県単林道整備事業	2,000	同上	同上	同上
林道メンテナンス事業	18,100	同上	同上	同上
漁港海岸整備事業	15,700	同上	同上	同上
過疎地域持続的発展特別事業(商工)	35,000	同上	同上	同上
観光施設整備事業	44,200	同上	同上	同上
山おこし整備事業	16,400	同上	同上	同上
社会資本整備総合交付金事業	127,800	同上	同上	同上
市単道路改良事業	100,000	同上	同上	同上
市単道路改良事業(過疎対策事業分)	11,000	同上	同上	同上
道路メンテナンス事業	59,600	同上	同上	同上
市単河川改良事業	18,200	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
塩谷・小山線 街路改築事業	千円 14,200	借入方法 普通貸借又は債券発行の方法による。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1. 償還期限 借入年度の翌年度から30年以内 (うち据置5年以内) 2. その他 借入先の融通条件による。ただし、必要に応じ繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借換することができる。
公園整備事業	37,600	同上	同上	同上
常備消防施設 整備事業	58,200	同上	同上	同上
非常備消防 施設整備事業	269,100	同上	同上	同上
愛媛東予東部消防 指令センター整備事業	5,500	同上	同上	同上
小学校施設整備事業	158,100	同上	同上	同上
公民館施設整備事業	74,000	同上	同上	同上
図書館整備事業	20,200	同上	同上	同上
現年度農業用施設 単独災害復旧事業	2,700	同上	同上	同上
現年度林業用施設 単独災害復旧事業	4,400	同上	同上	同上
現年度道路橋りょう 単独災害復旧事業	10,000	同上	同上	同上
現年度河川 単独災害復旧事業	5,500	同上	同上	同上
借換債 (合併特例債)	517,700	同上	同上	同上
合計	1,884,500			

議案第 23 号

令和 8 年度四国中央市国民健康保険事業特別会計予算

令和 8 年度四国中央市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,039,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 3 月 3 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険料		千円 1,054,000
	1 国民健康保険料	1,054,000
2 使用料及び手数料		651
	1 手 数 料	651
3 県支出金		6,026,390
	1 県補助金	6,026,389
	2 財政安定化基金交付金	1
4 財産収入		990
	1 財産運用収入	990
5 繰 入 金		910,164
	1 他会計繰入金	909,026
	2 基金繰入金	1,138
6 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
7 諸 収 入		46,804
	1 延滞金, 加算金及び過料	3,002
	2 貸付金元金収入	1,800
	3 雑 入	42,002

款	項	金額
歳	入	8,039,000
	合	計

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 223,458
	1 総務管理費	171,198
	2 徴収費	43,038
	3 運営協議会費	374
	4 医療費適正化特別対策事業費	8,848
2 保険給付費		5,914,200
	1 療養諸費	5,048,000
	2 高額療養費	851,000
	3 移送費	200
	4 出産育児諸費	12,000
	5 葬祭諸費	3,000
3 国民健康保険事業費納付金		1,766,304
	1 医療給付費分	1,201,866
	2 後期高齢者支援金等分	404,007
	3 介護納付金分	125,517
	4 子ども・子育て支援金分	34,914
4 保健事業費		74,785
	1 保健事業費	74,785

款	項	金 額
5 基金積立金		千円 990
	1 基金積立金	990
6 諸支出金		56,120
	1 償還金及び還付加算金	44,300
	2 繰 出 金	11,820
7 予 備 費		3,143
	1 予 備 費	3,143
歳	出	合
		計
		8,039,000

議案第 24 号

令和 8 年度四国中央市国民健康保険診療所事業特別会計予算

令和 8 年度四国中央市の国民健康保険診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 78,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 診療収入		千円 19,292
	1 外来収入	17,815
	2 その他診療収入	1,477
2 使用料及び手数料		246
	1 使 用 料	31
	2 手 数 料	215
3 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
4 繰 入 金		58,225
	1 他会計繰入金	46,405
	2 事業勘定繰入金	11,820
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		235
	1 雑 入	235
歳 入 合 計		78,000

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 62,686
	1 施設管理費	62,686
2 医 業 費		10,836
	1 医 業 費	10,836
3 公 債 費		2,571
	1 公 債 費	2,571
4 予 備 費		1,907
	1 予 備 費	1,907
歳 出 合 計		78,000

議案第 25 号

令和 8 年度四国中央市介護保険事業特別会計予算

令和 8 年度四国中央市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,557,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保 険 料		千円 2,286,502
	1 介護保険料	2,286,502
2 使用料及び手数料		150
	1 手 数 料	150
3 支払基金交付金		3,004,020
	1 支払基金交付金	3,004,020
4 国庫支出金		2,654,126
	1 国庫負担金	2,004,000
	2 国庫補助金	650,126
5 県支出金		1,571,481
	1 県負担金	1,540,450
	2 県補助金	31,031
6 財産収入		3,390
	1 財産運用収入	3,390
7 繰 入 金		2,036,080
	1 他会計繰入金	1,869,872
	2 基金繰入金	166,208
8 繰 越 金		1

款	項	金額
	1 繰越金	千円 1
9 諸収入		1,250
	1 延滞金, 加算金及び過料	202
	2 雑入	1,048
歳入	合計	11,557,000

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 270,972
	1 総務管理費	222,372
	2 徴 収 費	7,719
	3 介護認定費	40,241
	4 運営協議会費	640
2 保険給付費		10,907,000
	1 介護サービス諸費	10,907,000
3 地域支援事業費		343,379
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	320,100
	2 一般介護予防事業費	3,686
	3 包括的支援事業・任意事業費	18,465
	4 その他諸費	945
	5 地域支援事業諸費	183
4 基金積立金		3,591
	1 基金積立金	3,591
5 諸支出金		31,035
	1 償還金及び還付加算金	2,102
	2 繰 出 金	28,933

款	項	金額
6 財政安定化基金拠出金		千円 1
	1 財政安定化基金拠出金	1
7 予 備 費		1,022
	1 予 備 費	1,022
歳 出 合 計		11,557,000

議案第 26 号

令和 8 年度四国中央市公共用地先行取得事業特別会計予算

令和 8 年度四国中央市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 954,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、900,000 千円と定める。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰入金		千円 15,299
	1 他会計繰入金	15,299
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		250,000
	1 受託事業収入	250,000
4 市債		688,700
	1 市債	688,700
歳 入 合 計		954,000

歳 出

款	項	金 額
1 公共用地先行取得事業費		千円 700,738
	1 公共用地先行取得事業費	700,738
2 公 債 費		252,001
	1 公 債 費	252,001
3 予 備 費		1,261
	1 予 備 費	1,261
歳 出	合 計	954,000

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
川之江三島バイパス 用地先行取得事業	千円 688,700	借入方法 普通貸借又は債券発行の方法による。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1. 償還期限 借入年度の翌年度から30年以内 (うち据置5年以内) 2. その他 借入先の融通条件による。ただし、必要に応じ繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借換することができる。
合 計	688,700			

議案第 27 号

令和 8 年度四国中央市福祉バス事業特別会計予算

令和 8 年度四国中央市の福祉バス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 20,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 578
	1 使 用 料	578
2 繰 入 金		19,421
	1 他会計繰入金	19,421
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		20,000

歳 出

款	項	金 額
1 福祉バス事業費		千円 18,589
	1 福祉バス事業費	18,589
2 予 備 費		1,411
	1 予 備 費	1,411
歳 出 合 計		20,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
福 祉 バ ス 車 両 更 新 事 業	令和8年度から 令和9年度まで	5,311 <small>千円</small>

議案第 28 号

令和 8 年度四国中央市港湾上屋事業特別会計予算

令和 8 年度四国中央市の港湾上屋事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 405,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 390,910
	1 港湾施設使用料	390,910
2 繰越金		8,203
	1 繰越金	8,203
3 諸収入		5,887
	1 雑入	5,887
歳 入 合 計		405,000

歳 出

款	項	金 額
1 港湾施設費		千円 362,785
	1 上屋管理費	362,785
2 公 債 費		40,633
	1 公 債 費	40,633
3 予 備 費		1,582
	1 予 備 費	1,582
歳 出 合 計		405,000

議案第 29 号

令和 8 年度四国中央市西部臨海土地造成事業特別会計予算

令和 8 年度四国中央市の西部臨海土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 755,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、755,000 千円と定める。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 752,818
	1 負 担 金	752,818
2 財産収入		2,182
	1 財産運用収入	2,182
歳 入 合 計		755,000

歳 出

款	項	金 額
1 臨海土地造成事業費		千円 68,263
	1 臨海土地造成事業費	68,263
2 公 債 費		685,991
	1 公 債 費	685,991
3 予 備 費		746
	1 予 備 費	746
歳 出 合 計		755,000

議案第 30 号

令和 8 年度四国中央市寒川東部臨海土地造成事業特別会計予算

令和 8 年度四国中央市の寒川東部臨海土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 414,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 307,562
	1 分 担 金	307,562
2 使用料及び手数料		78,119
	1 使 用 料	37
	2 手 数 料	78,082
3 県支出金		9
	1 委 託 金	9
4 繰 越 金		28,310
	1 繰 越 金	28,310
歳 入 合 計		414,000

歳 出

款	項	金 額
1 臨海土地造成事業費		千円 141,093
	1 臨海土地造成事業費	141,093
2 公 債 費		271,584
	1 公 債 費	271,584
3 予 備 費		1,323
	1 予 備 費	1,323
歳 出 合 計		414,000

議案第 31 号

令和 8 年度四国中央市駐車場事業特別会計予算

令和 8 年度四国中央市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 26,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 16,782
	1 使用料	16,781
	2 手数料	1
2 繰越金		9,218
	1 繰越金	9,218
歳 入 合 計		26,000

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 24,909
	1 総務管理費	24,909
2 予 備 費		1,091
	1 予 備 費	1,091
歳 出 合 計		26,000

議案第 32 号

令和 8 年度四国中央市介護予防支援事業特別会計予算

令和 8 年度四国中央市の介護予防支援事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 117,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 サービス収入		千円 40,879
	1 予防給付費収入	40,879
2 繰入金		76,119
	1 他会計繰入金	76,119
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入 合 計		117,000

歳 出

款	項	金 額
1 介護予防支援事業費		千円 115,512
	1 介護予防支援事業費	115,512
2 予 備 費		1,488
	1 予 備 費	1,488
歳 出 合 計		117,000

議案第 33 号

令和 8 年度四国中央市後期高齢者医療保険事業特別会計予算

令和 8 年度四国中央市の後期高齢者医療保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,970,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 1,436,600
	1 後期高齢者医療保険料	1,436,600
2 使用料及び手数料		100
	1 手 数 料	100
3 繰 入 金		521,404
	1 他会計繰入金	521,404
4 繰 越 金		10,000
	1 繰 越 金	10,000
5 諸 収 入		1,896
	1 延滞金, 加算金及び過料	101
	2 償還金及び還付加算金	1,304
	3 受託事業収入	490
	4 雑 入	1
歳 入 合 計		1,970,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 54,278
	1 総務管理費	39,588
	2 徴収費	14,690
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,914,059
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,914,059
3 諸支出金		1,304
	1 償還金及び還付加算金	1,304
4 予備費		359
	1 予備費	359
歳 出 合 計		1,970,000

議案第 34 号

令和 8 年度四国中央市城山下臨海土地造成事業特別会計予算

令和 8 年度四国中央市の城山下臨海土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,300,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,300,000 千円と定める。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 180,580
	1 負 担 金	180,580
2 使用料及び手数料		200,420
	1 手 数 料	200,420
3 繰 越 金		400,000
	1 繰 越 金	400,000
4 諸 収 入		9,000
	1 雑 入	9,000
5 市 債		510,000
	1 市 債	510,000
歳 入 合 計		1,300,000

歳 出

款	項	金 額
1 臨海土地造成事業費		千円 738,361
	1 臨海土地造成事業費	738,361
2 公 債 費		561,146
	1 公 債 費	561,146
3 予 備 費		493
	1 予 備 費	493
歳 出 合 計		1,300,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
城山下臨海 土地造成事業	千円 510,000	借入方法 普通貸借又は債券発行の方法による。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	<ol style="list-style-type: none"> 償還期限 借入年度の翌年度から30年以内 (うち据置5年以内) その他 借入先の融通条件による。ただし、必要に応じ繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借換することができる。
合計	510,000			

議案第 35 号

令和 8 年度四国中央市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度四国中央市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| (1) 給水件数 | 44,417 件 |
| (2) 年間総給水量 | 11,010,000 m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 30,164 m ³ |
| (4) 主な建設改良事業 | |
| ア 川滝地区水道施設電気設備更新事業 | |
| イ 樋谷配水池及びポンプ場電気機械設備更新事業 | |
| ウ 小富士長津配水区域浄水施設整備事業 | |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 水道事業収益	2,281,200 千円
第 1 項 営業収益	1,508,256 千円
第 2 項 営業外収益	772,914 千円
第 3 項 特別利益	30 千円
支 出	
第 1 款 水道事業費用	2,307,400 千円
第 1 項 営業費用	2,095,093 千円
第 2 項 営業外費用	210,716 千円
第 3 項 特別損失	480 千円
第 4 項 予備費	1,111 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 906,200 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 160,559 千円及び過年度分損益勘定留保資金 745,641 千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第 1 款 資本的収入	1,718,800 千円
第 1 項 補助金	96,383 千円
第 2 項 企業債	1,486,000 千円
第 3 項 負担金	128,855 千円
第 4 項 工事負担金	7,000 千円
第 5 項 固定資産売却代金	562 千円
支 出	
第 1 款 資本的支出	2,625,000 千円
第 1 項 建設改良費	2,040,209 千円

第2項 企業債償還金 578,304 千円

第3項 予備費 6,487 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
寒川豊岡海岸線配水管布設事業	令和8年度から 令和9年度まで	35,000 千円
金川地区配水管布設事業	令和8年度から 令和9年度まで	45,000 千円
中上地区配水管布設事業	令和8年度から 令和9年度まで	40,000 千円
水道施設通信設備改良事業	令和8年度から 令和10年度まで	754,000 千円
土居地域上水道整備事業	令和8年度から 令和9年度まで	40,000 千円
小富士長津浄水場整備事業	令和8年度から 令和10年度まで	531,000 千円
小富士長津浄水場電気設備事業	令和8年度から 令和10年度まで	593,340 千円
小富士長津浄水場整備工事監理事業	令和8年度から 令和10年度まで	7,500 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	千円 1,486,000	証書借入又は証券発行	年5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利債への借換えをすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 261,523 千円

(2) 交 際 費

10 千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、71,533千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、30,000千円と定める。

令和8年3月3日提出

四国中央市長 大西 賢治

議案第 36 号

令和 8 年度四国中央市工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度四国中央市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数

ア 新宮工業用水道	31 工場
イ 柳瀬工業用水道	17 工場
ウ 富郷工業用水道	24 工場

(2) 年間総責任給水量

ア 新宮工業用水道	71,594,750 m ³
イ 柳瀬工業用水道	62,415,000 m ³
ウ 富郷工業用水道	28,780,250 m ³

(3) 一日平均責任給水量

ア 新宮工業用水道	196,150 m ³
イ 柳瀬工業用水道	171,000 m ³
ウ 富郷工業用水道	78,850 m ³

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 工業用水道事業収益	2,723,000 千円
第 1 項 営業収益	2,557,046 千円
第 2 項 営業外収益	165,924 千円
第 3 項 特別利益	30 千円

支 出

第 1 款 工業用水道事業費用	2,852,200 千円
第 1 項 営業費用	2,542,230 千円
第 2 項 営業外費用	302,618 千円
第 3 項 特別損失	330 千円
第 4 項 予備費	7,022 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,166,100 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 14,821 千円、減債積立金 18,300 千円、建設改良積立金 35,719 千円、過年度分損益勘定留保資金 517,095 千円及び当年度分損益勘定留保資金 580,165 千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		3,900 千円
第1項 負担金		3,900 千円
	支	出
第1款 資本的支出		1,170,000 千円
第1項 建設改良費		204,290 千円
第2項 企業債償還金		959,805 千円
第3項 予備費 (一時借入金)		5,905 千円

第5条 一時借入金の限度額は、800,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 181,336 千円
(2) 交 際 費 10 千円

令和8年3月3日提出

四国中央市長 大西 賢治

議案第 37 号

令和 8 年度四国中央市公共下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度四国中央市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水区域面積	1,511 ha
(2) 年間総処理水量	10,293,000 m ³
(3) 一日平均処理水量	28,200 m ³
(4) 主な建設改良事業	
ア 川の江浄化センターし尿等受入施設整備事業	1 式
イ ポンプ場耐震化事業	1 式
ウ 管渠整備事業	2,140 m

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 下水道事業収益	1,975,000 千円
第 1 項 営業収益	1,260,216 千円
第 2 項 営業外収益	714,774 千円
第 3 項 特別利益	10 千円

支 出

第 2 款 下水道事業費用	1,853,000 千円
第 1 項 営業費用	1,756,142 千円
第 2 項 営業外費用	93,166 千円
第 3 項 特別損失	100 千円
第 4 項 予備費	3,592 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 447,000 千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 27,848 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 21,781 千円、過年度分損益勘定留保資金 392,787 千円及び当年度分損益勘定留保資金 4,584 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 3 款 資本的収入	1,084,000 千円
第 1 項 補助金	424,884 千円
第 2 項 企業債	580,100 千円
第 3 項 他会計出資金	72,789 千円
第 5 項 負担金等	6,227 千円

支 出

第 4 款 資本的支出	1,531,000 千円
第 1 項 建設改良費	950,303 千円

第2項 企業債償還金	577,933 千円
第9項 予備費 (企業債)	2,764 千円

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 559,700	借入方法 普通貸借又は債券発行の方法による。	年 5.0 % 以内	1 償還期限 借入年度の翌年度から 40年以内 (うち据置5年以内) 2 その他 借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借換えをすることができる。
特別措置債	20,400	同上	同上	同上
合計	580,100			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 109,891千円

(他会計からの補助金)

第9条 公共下水道事業に助成するため、一般会計から補助を受ける金額は、175,335千円である。

令和8年3月3日提出

四国中央市長 大西 賢治

議案第 38 号

令和 8 年度四国中央市財産区管理会特別会計予算

令和 8 年度四国中央市の財産区管理会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12,639 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

四国中央市財産区管理会

管理者 四国中央市長 大西 賢治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 財産収入		千円 125
	1 財産運用収入	125
2 繰越金		12,381
	1 繰越金	12,381
3 諸収入		33
	1 預金利子	12
	2 雑入	21
4 寄附金		100
	1 寄附金	100
歳 入 合 計		12,639

歳 出

款	項	金 額
1 財産区管理会運営費		千円 11,439
	1 財産区管理会運営費	11,439
2 予 備 費		1,200
	1 予 備 費	1,200
歳 出 合 計		12,639

議案第 39 号

四国中央市指定金融機関の指定について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 168 条第 2 項の規定により、次のとおり指定金融機関を指定する。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

1 指定する金融機関名

- (1) 株式会社愛媛銀行
- (2) 株式会社伊予銀行

2 指定期間

- (1) 株式会社愛媛銀行 令和 8 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日まで
- (2) 株式会社伊予銀行 令和 13 年 10 月 1 日から令和 18 年 9 月 30 日まで

提 案 理 由

指定金融機関として、株式会社愛媛銀行及び株式会社伊予銀行をそれぞれ期間を付して指定するため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 168 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 40 号

野田財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

野田財産区管理委員に次の者を選任したいので、四国中央市財産区管理会設置条例(平成22年四国中央市条例第3号)第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年3月3日提出

四国中央市長 大西 賢治

住 所	氏 名	生 年 月 日	備 考
四国中央市土居町野田	河村 忠義		新任

議案第 41 号

四国中央市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

四国中央市農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 3 月 3 日提出

四国中央市長 大西 賢治

住 所	氏 名	生 年 月 日	備考
四国中央市川之江町	前田 和美		新任
四国中央市金生町山田井	高橋 忠明		新任
四国中央市川滝町領家	喜井 仁志		新任
四国中央市土居町上野	眞鍋 正敏		新任
四国中央市土居町北野	曾我部 清		新任
四国中央市土居町入野	川上 國次		新任
四国中央市土居町中村	合 田 仁		新任
四国中央市土居町蕪崎	鈴木 敏也		新任
四国中央市妻鳥町	石川 光男		再任
四国中央市金田町半田	押条 和司朗		再任
四国中央市柴生町	石川 武将		再任
四国中央市上柏町	池田 忠志		再任
四国中央市中之庄町	篠永 賢二		再任
四国中央市寒川町	星川 俊夫		再任
四国中央市豊岡町長田	河村 久仁彦		再任

四国中央市金砂町平野山	坂上 宏		再任
四国中央市土居町津根	村上 佳清		再任
四国中央市土居町天満	寺尾 悟志		再任
四国中央市新宮町上山	大西 嘉一郎		再任

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

住 所	氏 名	生 年 月 日	備考
四国中央市新宮町上山	藤 原 和 夫		新任
四国中央市中曾根町	田 尾 千 晶		再任
四国中央市豊岡町大町	八 竹 成 奉		再任

提 案 理 由

人権擁護委員の任期満了に伴い、藤原和夫氏、田尾千晶氏及び八竹成奉氏を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものである。